

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		損害賠償との調整
所 管 部 課 係 名		総合福祉部障がい者福祉課給付係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例 (損害賠償との調整) 第12条 市長は、医療費の支給事由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する額を返還させることができる。
処 分	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、例示すると、自動車事故等第三者の行為によって業務災害又は通勤災害を被った場合等で、加害者や自賠責保険等からの損害賠償が支払われたときのことである。
基 準	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成31年1月1日最終変更)